

# 一定の病気にかかっている方及び そのご家族の皆さん等へのお願い

一定の病気：認知症、統合失調症、てんかん、再発性の失神、そううつ病  
無自覚性の低血糖症、睡眠障害、その他運転に支障のあるもの

○ 入校前、必要に応じて警察に相談して下さい。  
道内の各運転免許試験場では、運転適性相談をお受けしています。

○ 仮免許の取得、運転免許の取得又は更新のときは、ご自身の症状に関する質問票に正確に記載してください。  
～ 虚偽の記載があった場合、罰則が適用されることがあります。～

○ 体調不良などの理由により、運転に支障があると感じたときは、運転を控えてください。  
～ 処方されている薬を飲み忘れたときや、睡眠不足で体調が悪いときなど。～

○ 運転に支障のある状況が、長時間又は頻繁にある場合は、警察に相談してください。

※ 道内の各運転免許試験場の運転適性相談窓口では、一定の病気にかかっている方及びそのご家族の皆さん等からの、運転免許に関する相談を受け付けています。

- 札幌運転免許試験場 (011) 683-5770 (内線 302・305)
- 函館運転免許試験場 (0138) 46-2007 (内線 322)
- 旭川運転免許試験場 (0166) 51-2489 (内線 332・334)
- 釧路運転免許試験場 (0154) 57-5913 (内線 312)
- 帯広運転免許試験場 (0155) 33-2470 (内線 312)
- 北見運転免許試験場 (0157) 36-7700 (内線 213)

